

# LPガス設置費 「請求不可」判決

## 最高裁「過剰な違約金」

LPガス設備が設置された一戸建て住宅の購入者が、契約で定めた期間が経

過する前に別の業者に切り替えたとして、「エネライフ」（東京）が購入者に設置費用の支払いを求めた6件の訴訟の上告審で、最高裁第3小法廷は23日、契約は過剰な違約金に当たり無効と判断し、請求できないとする判決を言い渡した。

同様の契約をしているLPガス事業者は多いとされ、業界全体の契約の在り方に影響を与えそうだ。裁判官5人全員一致の結論。

林道晴裁判長は「料金の透明化を図ることが望まれ

る」との補足意見を付けた。エネライフは、購入者との間で「10年経過前に供給を終える場合は、設置費用の一部を支払う」との条項を含む契約を締結。この条項が消費者契約法が無効とする①違約金を定めたものに当たるか②事業者に生じる平均的な損害の額を超えているかが争点だった。高裁段階では判断が分かれていた。

第3小法廷は条項について、設置費用とガス料金の関係が明確ではないことな

どから「設置費の対価を定めたものではなく、ガスの供給を長期間維持することを図り、先行投資した設置費用の損失を補う目的もあった」と指摘。実質的に違約金の定めたとした。

その上で、10年を経過した後もガス料金が減額されないことや、設置費用は契約者全体から得られるガス料金から回収する仕組みになっていたことから、エネライフに損害はなかったと判断。条項は無効と結論づけた。